# 就等家題舞等資金賞等



# 公的な奨学金との併用ができる!!

➤法人独自の制度であり、国や県の奨学金制度と併用することができます。

# Check

## 全額返済免除になる!!

➤一定の条件を満たすことで、奨学金の返還債務の全額を免除されます。
※条件については、裏面をご覧ください。



# 貸与する奨学金は無利子!!

▶万が一、返還が発生した場合、 返還すべき日までに返還できなかった際は、遅延利息が発生いたします。

#### 対象者と予定人数

専攻を問わず、高校卒業後、<u>高等教育学校(大学等)</u>に入学を許可された者、卒業まで6ヶ月以上の期間を有する在学生(ただし、入学時に35歳以下の者)であって、高等教育学校(大学等)を卒業後、直ちに法人に就職する意思の有する者

- ▶高等教育学校(大学等)に入学を許された者・・・3名
- ➤卒業まで6ヶ月以上の期間を有する在学生 ・・・3名 ※定員になり次第締め切らせていただきます。

#### 貸与額

月額4万円×12ヶ月(年間48万円)

1年間の支援で 48万円

2年間の支援で 96万円

3年間の支援で144万円

4年間の支援で192万円



を西予総合福祉会が奨学資金を貸与いたします。

※なお、高等教育学校(大学等)に在学している者は、奨学金の貸与決定した月の翌年度当初から 修学年限の終期までとなります。

#### 返還責務の免除

高等教育学校(大学等)を卒業後、直ちに法人施設で貸与期間に1年を加えた期間の業務に従事したとき(ただし、1年間のみ貸与を受けたものは、貸与期間を2年とする)は、奨学金の返還責務が全部免除となります。

業務に従事した期間が指定期間に満たないときは、当該従事期間に応じ返済債務の一部が免除となります。

★法人施設において業務に従事した期間が貸与期間以上貸与期間に 1年を加えた年数未満の場合は、貸与金額の半額とします。

※法人施設において業務に従事した期間が貸与期間未満の場合は、 在学する正規の免除なしとなります。

#### 申込・貸与までの流れ

- ① 「就学支援奨学資金貸与制度を利用したい」と、西予総合福祉会に連絡をいれていただく
- ② 貸与申請書、高校の調査書と履歴書をご提出ください ※大学・短大・専門学校等の在学生は、在学証明書と成績証明書 ※成績証明書は直近の証明書
- ③ 申請•受付 随時対応
- ④ **貸与のための選考** 受付後、日程調整し、追ってご連絡いたします。 ※書類審査・面接
- ⑤ 決定通知書の通知
- ⑥ 貸与確定後、必要書類の提出(14日以内)
- ⑦ 手続き完了後、奨学金の振込(本人名義の指定□座へ)▶入学年のみ1年間分(48万円)を2週間以内に入金それ以降は、進級前の2月に半期分(24万円)、7月に半期分(24万円)を入金▶在学生は、進級前の2月に半期分(24万円)、7月に半期分(24万円)を入金
- ⑧ 高等教育学校(大学等)を卒業後、西予総合福祉会での業務に従事するには、 **卒業する年度の職員採用試験を受験する必要**があります。

### 詳細についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

お問い合わせ先

社会福祉法人西予総合福祉会

〒797-0020 愛媛県西予市宇和町久枝甲1434番地1 TEL 0894 - 62-3773 FAX 0894-62-2136

担当: 平田• 柿内



西予総合福祉会